



平成18年11月24日

各 位

会 社 名 日本ジャンボ株式会社
代表者名 代表取締役社長 村松 潔
(J A S D A Q コード 9 6 7 7)
問合せ先 取締役管理本部長
氏 名 高 橋 理
電話番号 0 4 6 5 - 6 0 - 2 5 0 0

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年11月24日開催の取締役会において、平成18年12月20日開催予定の第46期定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

- (1) 公告の方法について、周知性の向上及び公告手続きの合理化のため、電子公告制度を採用することとし、併せてやむを得ない事由により電子公告によることができない場合の措置を定めるため、現行定款第4条を変更するものであります。(変更案第5条)
- (2) 取締役及び監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役及び監査役の責任を合理的な範囲にとどめるため、取締役及び監査役の責任免除に関する規定を新設するものであります。(変更案第28条第1項、変更案第35条第1項)

また、社外取締役として有能な人材を迎え、経営の透明性及び健全性の確保をさらに推進できるよう、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いことを条件として、社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる制度を導入するため、当該規定を新設するものであります。(変更案第28条第2項)

なお、変更案第28条の規定を設ける議案を本総会に提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。

- (3) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)及び「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)が平成18年5月1日に施

行されたことに伴い、以下の変更を行うものであります。

- ① 当社定款には取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨の定めがあるとみなされることから、当該規定を新設するものであります。(変更案第4条)
 - ② 上記①により、会計監査人の章及び規定を新設するものであります。(変更案第6章)
 - ③ 当社定款には株式に係る株券を発行する旨の定めがあるとみなされることから、当該規定を新設するものであります。(変更案第7条)
 - ④ 単元未満株式について、行使することができる権利の規定を新設するものであります。(変更案第10条)
 - ⑤ 現行定款の「名義書換代理人」は「株主名簿管理人」に名称が改められ、また当社定款には株主名簿管理人を置く旨の定めがあるとみなされることから、所要の変更を行うものであります。(変更案第12条)
 - ⑥ 株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするために、所要の変更を行うものであります。(変更案第18条)
 - ⑦ インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネット開示をもって株主に提出したものとみなすことができるようにするため、当該規定を新設するものです。(変更案第19条)
 - ⑧ 定款に定めを設けることにより、取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面等により同意の意思表示をし、かつ監査役が異議を述べなかった場合に、取締役会の決議があったものとみなすことが認められたことから、迅速な意思決定を可能とするため、規定の新設を行うものであります。(変更案第24条第2項)
 - ⑨ 定款の定めにより、社外監査役について責任限定契約締結が可能となったことから、優秀な人材を確保し、監査体制の一層の充実を図るため、当該規定を新設するものであります。(変更案第35条第2項)
 - ⑩ 以上のほか、表記及び参照条文等を会社法に準拠させるための所要の変更を行うものであります。
- (4) 以上の変更に伴い、所要の条数変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則 (商 号)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則 (商 号)</p>
<p>第1条 当社は、日本ジャンボ株式会社と称し、英文ではNIHON JUMBO CO., LTD. と表示する。</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(目 的)</p>	<p style="text-align: center;">(目 的)</p>
<p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 写真の現像、撮影、販売 2. クリーニング店及び工場の企画、経営 3. 自動車、及びその他の動力車の販売、整備、改造 4. 駐車場の経営 5. 不動産の売買及び賃貸 6. ビデオレンタル店の経営 7. 旅行斡旋業 8. 食料品の販売 9. 損害保険代理業 10. キャンプ場の経営 11. ホテル及び保養所ならびに研修所の経営 12. 体育施設、健康トレーニング施設、遊技施設ならびに公衆浴場の経営及び賃貸 13. ビル総合管理及び保守に関する事業 14. ビル清掃に関する機器及びその機材の販売 15. 建築物、催物の警備保安管理に関する業務 16. 害虫駆除に関する業務 17. 一般日用品雑貨の販売及び輸出入 18. 特定労働者派遣業 	<p>第2条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>19. マンション管理業務</p> <p>20. コンピュータ及びその周辺機器の製造販売</p> <p>21. 監視カメラ・電子画像機器の販売とセキュリティシステムの企画及び施行・販売</p> <p>22. 時計の組立・修理業</p> <p>23. 電気工事及び電気通信機器、家庭用・事務用電子機器、家庭用電気製品の販売</p> <p>24. 前記各号に付帯する一切の業務 (本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は本店を静岡県熱海市に置く。 (新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり) (機 関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>1. <u>取締役会</u></p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告<u>方法は、電子公告とする。</u> <u>ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式 (発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、16,390,000株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(自己株式の買受け)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の定めにより、取締役会決議をもって自己株式を買受けすることができる。</u></p> <p>(<u>1単元の株式の数および単元未満株券の不発行ならびに単元未満株式の買増し</u>)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、100株とする。</p> <p>2. 当社は<u>1単元の株式の数</u>に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>3. <u>当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨の請求をすることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、16,390,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(第11条に移行)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(第 7 条 3 項より移設)</p> <p style="text-align: center;">(名義書換代理人)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>をおく。</p> <p>2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定</u>する。</p>	<p style="text-align: center;">(单元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 <u>当社の单元未満株式を有する株主</u> (実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第 1 項の規定による請求する権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> 4. <u>次条に定める請求をする権利</u> <p style="text-align: center;">(单元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 <u>当社の单元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め、これを公告</u>する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. <u>当社の株主名簿および実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、単元未満株式の買取および買増、届出の受理、実質株主通知の受理、株券失効手続き、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてこれを取扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">(株式取扱規程)</p> <p>第9条 <u>株券の種類および株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株券の再交付、単元未満株式の買取および買増、届出の受理、実質株主通知の受理、株券失効手続き、その他株式に関する取扱ならびに手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(基準日)</p> <p>第10条 <u>当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2. <u>本定款に定めのある場合のほか株主または質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u></p>	<p>3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">(株式取扱規程)</p> <p>第13条 <u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会 (招 集)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(議 長)</p> <p>第12条 株主総会<u>の議長</u>は取締役社長がこれに<u>当たる。</u> 取締役社長に<u>差し支え</u>があるときは、<u>あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p style="text-align: center;">(決 議)</p> <p>第13条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合<u>のほか出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>2. <u>商法第343条の規定によるものとされる株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会 (招 集)</p> <p>第14条 当会社の定時株主総会は、<u>毎年事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(招集権者及び議長)</p> <p>第16条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、<u>法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主が代理人によって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当会社の議決権を有する株主でなければならない。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第4章 取締役、代表取締役および取締役会</p> <p style="text-align: center;">(取締役の員数)</p> <p>第15条 当社の取締役は12名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(取締役の選任)</p> <p>第16条 当社の取締役は株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任については累積投票によらないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p style="text-align: center;">(員 数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結までとする。</p> <p>2. <u>補欠または増員により選任された</u>取締役の任期は<u>他の在任取締役の任期の満了すべき時</u>までとする。</p> <p style="text-align: center;">(取締役会の権限)</p> <p>第18条 取締役会は、<u>法令またはこの定款に定める事項その他当会社の業務執行に関する重要事項</u>を決定する。</p> <p style="text-align: center;">(取締役会の招集)</p> <p>第19条 取締役会はその定めるところによりこれを招集するものとしその通知は各取締役および各監査役に対して<u>会日の3日前に発するものとする</u>。ただし緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(任 期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。</p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された</u>取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する</u>。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる</u>。</p> <p style="text-align: center;">(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う</u>。</p> <p>2. <u>当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす</u>。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 <u>取締役会の決議により取締役中より取締役社長1名を置き必要に応じて取締役会長1名専務取締役および常務取締役若干名を置くことができる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長は当会社を代表する。</u></p> <p>3. <u>取締役社長のほか取締役会の決議により当会社を代表する取締役を定めることができる。</u></p> <p>(業務執行)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第25条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>第21条 <u>取締役社長は当会社の業務を統轄し専務取締役または常務取締役は取締役社長を補佐してその業務を分掌する。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が取締役社長の職務を代行する。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第26条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(報酬等)</p>
<p>(取締役の報酬)</p> <p>第22条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第23条 当社の監査役は4名以内とする。 (監査役の選任)</p> <p>第24条 <u>当社の監査役は株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数の決議によって選任する。</u> (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 <u>当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金400万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 (員 数)</p> <p>第29条 当社の監査役は、4名以内とする。 (選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第25条 監査役の任期は<u>就任後4年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終了までとする。</p> <p>2. 補欠により選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了す<u>べき時</u>までとする。</p>	<p>(任 期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u>の<u>終結の時</u>までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p>
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第26条 監査役会はその定めるところによりこれを招集するものとしその招集は各監査役に対して<u>会日の3日前に発するものとする</u>。</p> <p>ただし緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査役に対して発する</u>。</p> <p>ただし緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第27条 監査役は<u>互選により常勤の監査役を定める</u>。</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する</u>。</p>
<p>(監査役の報酬)</p> <p>第28条 監査役の報酬および退職慰労金は株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第34条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 <u>当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算 (営業年度および決算期)</p> <p>第29条 当社の<u>営業年度は毎年10月1日から翌年9月30日までとし営業年度の末日をもって決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金の支払)</p> <p>第30条 当社の<u>利益配当金は、毎決算期現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し支払う。</u></p>	<p>2. <u>当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金400万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第6章 会計監査人 (選任方法)</p> <p>第36条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第37条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>第7章 計 算 (事業年度)</p> <p>第38条 当社の<u>事業年度は毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 当社の<u>期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第31条 当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当することができる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p>
<p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第32条 利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p>	<p>(配当の除斥期間)</p> <p>第41条 配当財産が金銭である場合、支払開始の日から満3年を経過してもなお、受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。</p>

以 上